

令和4年度第3回文化財保護審議会 議事録

第3回文化財保護審議会

- ◆日時 令和5年3月14日(火) 13時30分から
- ◆場所 舞鶴市役所別館 中会議室
- ◆出席委員 加藤 晃委員、坂根 章委員、長谷川 達委員、稗田 洋子委員、
廣瀬 邦彦委員、松尾 象空委員 計6人
- ◆事務局等 舞鶴市市民文化環境部 福田 伸一部長、文化スポーツ室 三方 理江室長、
文化振興課 松本 達也担当課長、松崎 健太、荒井 誠、森 香那子

1. あいさつ

2. 令和4年度文化財指定答申文協議

「吉原水無月神社絵馬群」の答申文案について協議

【事務局】

- 答申文案の読み上げ
- 答申文案に関する意見等に基づき、以下の点について修正を行った。
 - ・本文13行目の「若者組と思われる」という表記を「若者組と称する」へ修正。
 - ・本文4行目の「細川幽斎による田辺籠城戦の際」を「田辺籠城戦の際」へ修正。
 - ・「両吉原町網元中」を「□吉原町網元中」へ修正。

【委員の主な意見】

- 答申文案13行目の「と思われる」を「称する」に改めると、同一文中に「称する」が二重で使用されることになるがいかがか。⇒最初の「称する」を残し、後の「称する」を削除する(事務局)
- 12番「馬上関羽図」について、目録に「板絵着色」と記載されているが、下地として紙が貼られているようにも見える。⇒調査員より板絵着色と伺っているので従っているところ。再度調査員に確認したい(加藤会長、事務局)
- 赤外線照射は行ったのか。⇒絵馬群は本殿に掛けられており、奥に掛かっているものは撮影困難。また、釘で打ち付けられているものもあり、取り外しは難しい(事務局)
- 彩色の確認、銘文の調査、赤外線照射など、将来的には調査・撮影等行っていただきたい。⇒将来本殿の修理を行う際には撮影等もできるのではないかと考える(事務局)
- 答申文案2行目の「漁業や海産物製造・加工業を主な生業とする地区」という表現は現代の状況と乖離している。⇒「生業としてきた」と、過去形へ改める(事務局)
- 2行目の「吉原町」という表現は現代でも適切か。⇒「吉原地区」へ修正する(事務局)

局)

- 答申文案後半の「舞鶴に絵馬を取り扱う商店があった」という表現から「舞鶴の外で描かれた絵馬を仕入れた」という解釈が可能になる。これはその前段の「当地での制作と思われる」という表現と矛盾するのではないか。⇒舞鶴市内で描かれた絵馬を仕入所に卸したという解釈も可能。絵馬の仕入れ先としては様々な場所が想定できる(事務局) 絵馬群に関する詳しい調査研究がなされていない現状であるということだが、文化財としては貴重さに重点を置いて取り上げることとして、今後の研究に期待したい(加藤会長)

3. 令和4年度文化財指定答申

上記1件について、文化財指定を適当とする旨、加藤会長から市民文化環境部長あて答申を行った。

4. その他

- 令和4年度京都府暫定登録文化財について
舞鶴市より、以下4件が新たに登録されたことを報告
 - ・紙本墨画虎図 塩川文麟筆(東山寺)
 - ・紙本墨画鳥図 塩川文麟筆(東山寺)
 - ・木造阿弥陀如来坐像(善福寺)
 - ・木造聖観音立像(松林寺)

以上